PEFC ST XXX:20xx

「PEFC EUDR デュー・ディリジェンス システム(PEFC EUDR DDS)実施のための要求事項」

初めに

・本 ST は PEFC 認証組織が EUDR に準拠するために既存の認証規格に追加できる任意の規格(通常の PEFC ST2002:2020 の 7.「デュー・ディリジェンス・システム(DDS)に関する要求事項」に替え利用可能)として策定

なお、持続可能な森林管理規格についても EUDR と整合させるよう PEFC ST 2003:2018 の改正を行う 予定

- ・PEFC EUDR DDS は、PEFC-COC 認証書を保有している組織のほか、新たにPEFC-COC 認証を取得する組織にも適用可能となるが、PEFC-COC 認証範囲にPEFC EUDR DDS を追加することが必要。
- ・本付属書に規定されている DDS の実施により極小リスクとされた原材料/製品には、通常の主張とともにその主張の前に「PEFC EUDR」主張(例えば「PEFC EUDR X%PEFC 認証」)を付すことが可能。

「EUDR の対象]

原材料が 2023 年 6 月 29 日以降に収穫され、2024 年 12 月 30 日以降(中小規模事業者については、 2025 年 6 月 30 日以降)に EU 市場に出荷された製品については EUDR の対象(2023 年 6 月 29 日 以前に収穫され、2027 年 12 月 31 日以降出荷された製品は EUDR の対象、それ以前に出荷された製品は EUTR の対象)

要求事項の主な内容は以下の通り

- 1. PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム(DDS)要求事項
 - (1) EUDR に適合しない原材料/製品のリスクを最小限にするため、PEFC EUDR DDS を少なくと も毎年実施
 - (2) PEFC EUDR DDS は次の3つのステップ
 ・情報の収集・リスク評価・リスク軽減措置
 - (3) PEFC 顧客への情報の提供
 - (4) PEFC EUDR DDS 実施のための体制、手続きの確立
 - (5) PEFC ST2002:2020の 5.1.1 に加え、以下を実施 供給者より量(kgが基本)に関する情報の入手
 - (6) 通常のPEFC主張に加え、それぞれの製品に「PEFC EUDR主張」を付すことが可
 - (7) PEFC EUDR DDS の前に原材料/製品を以下のカテゴリーに分類
 - a) PEFC EUDR 宣言原材料/製品: PEFC EUDR DDS を認証範囲とする PEFC が認める認証書を持つ供給者により PEFC EUDR 主張と EU リファレンス・ナンバーが付され供給された原材料/製品
 - b) PEFC EUDR 事前宣言原材料/製品:PEFC EUDR DDS を認証範囲とする PEFC が認める認証書を持つ供給者により PEFC EUDR 主張が付され供給されたが、まだ EU 市場に出荷されていない(したがって、EU リファレンス・ナンバーがない)原材料/製品。
 - c) PEFC EUDR 宣言なし原材料/製品

2. 情報の収集

- (1) PEFC EUDR 宣言がなされた原材料/製品の場合、以下の情報 EU リファレンス ナンバー及び極小リスクのコミットメント
- (2) PEFC EUDR 事前宣言がなされた原材料/製品の場合、以下の供給者からの情報の確保
 - (a)関連製品の樹種名等
 - (b)原材料が収穫された国
 - (c)原材料が収穫された土地のジオロケーション
 - (d)収穫の時期

荷できない。

- (e)供給者の名前、住所、email アドレス、
- (f)オペレーター、トレーダーの名前、住所、email アドレス
- (g)deforestation-free に関する確認情報
- (h)生産国の法令に対する合法性の確認情報
- (3) PEFC EUDR 宣言がない原材料/製品の場合 上記の情報の収集、当該情報が入手できない場合、当該原材料/製品は重大リスク となり、リスク軽減措置をとるとともに、リスクが解消されるまで EU 市場に当該原材料/製品を出

3. リスク評価

収集された情報をもとにリサイクル材以外の原材料/製品についてリスク評価の実施し、リスクがなし、あるいは極小となったもの以外 EU 市場に出荷してはならない。

(対象は 2020 年 12 月 31 日以降の行為。文書には、極小リスクとなる指標が表としてまとめられている。 評価は毎年)

4. 根拠のある懸念

根拠のある懸念が提起された場合の手続き等を規定

5. リスク軽減措置

リスク軽減措置の手続き、手法を規定

・追加的情報の収集、・組織あるいは第二者、第三社による調査、審査の実施、・組織または第三者による現地調査、改善措置等

6. デュー・デリジェンス ステートメント

EU インフォメーションへのデューデリジェンス・ステートメントの提出及びその内容について規定。(付属1 にデュー・デリジェンス ステートメントに記載すべき内容を記載)

7. 市場への出荷禁止

出所が不明な、問題のある出所からの、EUDR に適合しない原材料/製品の出荷の禁止を規定